

<備考>

1. 事前協議申請書には、下記の図面等を添付するものとする。(ただし、1 ha 以上の開発事業については、各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第2章第1項に規定する様式第1号に定めるところによるものとする。)

(1) 添付図書 (図面は番号を連番で明記し、原則 A3 サイズとすること)

図書の名称	明示すべき事項等	備考
事前協議申請書		
事業計画書		
都市計画情報照会用紙		市都市計画課の窓口で照会したもの
開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路、その他目標となる地物及び方位	開発区域区域図に兼ねることも可
開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠) 消火栓の位置・包含範囲	
土地の全部事項証明書		法務局発行、事前協議時はネット情報も可
土地の公図の写し	開発区域の境界(赤枠)	法務局発行、事前協議時はネット情報も可
実測図 (公共施設の新旧対象図)	座標等により求積すること。新設する公共施設(道路・水路)がある場合は、公共施設の新旧対象図を兼ねて、着色や幅員を明示すること。	
現況図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)、開発区域内の切土又は盛土部分の表土の状況、消火栓の位置、開発区域や隣接地(地目・現況レベル・構造物(排水施設・擁壁や区画明示等)の仕様(撤去も明示))、接する道路(道路名称・幅員)、接する水路(仕様や流水方向)、現況写真の撮影方向及び番号	
現況写真	開発区域・隣接地(接する道路・水路部含む)を鮮明に撮影、撮影方向及び番号	
土地利用計画平面図	方位、開発区域の境界(赤枠)、工区界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途等の明示、開発区域や隣接地(計画レベル、構造物(排水施設・擁壁や区画明示等)の仕様、開発区域(宅盤の流水方向、緑化(緑着色))、開発道路(幅員・延長・縦横断勾配)、接する道路(道路名称・幅員(後退あれば後退後)・舗装復旧範囲)、接する水路(仕様や流水方向)	
造成計画平面図	方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分の明示、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配、工区界、地形(等高線)宅地の地盤高及び面積等の明示、断面図位置、切盛土の着色(切土：茶、盛土：緑)	土地利用計画平面図に兼ねることも可
造成計画断面図	切土又は盛土する前後の地盤面、擁壁、がけの位置、最大切盛土厚、切盛土の着色(切土：茶、盛土：緑)	

排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、形状、内のり寸法、天端高及び敷高、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、集水系統ブロック別の明示（断面詳細図を含む）、下水道の本管及び引込（公共汚水柵まで）の位置及び仕様	原則、土地利用計画平面図に兼ねること
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法、消火栓の位置、上水道の本管及び引込（量水器まで）の位置及び仕様	原則、土地利用計画平面図に兼ねること
緑化計画平面図	接道緑化率 5/10 以上・緑化面積率 1/10 以上(各率の算定根拠)、緑化密度、植栽の種類	土地利用計画平面図に兼ねることも可
計画縦断図及び計画横断図	排水施設縦断図(敷打ちがある場合のみ必要)、道路横断図	
構造物等の断面図	排水施設、擁壁や区画明示(見かけ高さ、義務擁壁は必要地耐力)等(道路・水路部含む)	
流量計算書	流域が分かれる場合は、流域図を添付し、排水施設の仕様や勾配・集水系統ブロック別に集水面積・流量計算位置を明示	
その他参考図書	建物平面図、立面図、日影図、義務擁壁の構造計算書又は大臣認定書、各務原市が必要と認める書類等（別途指示がある場合）	

各務原市開発審査委員会包括承認基準

各務原市開発事業指導要綱第3条第1項に掲げる事業のうち、その内容が類型的で比較的小規模なもの且つ公共の見地から手続きの簡素化、迅速化を要するもので、下記の条件を満たすものについては、同要綱第6条第2項に規定する各務原市開発審査委員会に諮ったものとみなす。

なお、この基準に基づいて指導、要請をした場合は直後の開発審査委員会において、その事業の要旨を報告するものとする。

記

1. 開発区域又は事業面積が3000㎡未満であること。
2. 都市計画法施行令第25条第2号及び第4号の幅員等が各務原市宅地開発指導要領における道路取扱い基準を満たしていること。
3. 開発区域及び事業区域から排水される雨水等を受ける既設排水施設が整備され排水容量の改善の必要が無いこと。
4. 開発区域及び事業区域において事前着工等が無く適法な状況であること。